

熊本県議会行政文書管理規程の一部改正について

1 報告の経緯

押印を求める手続の見直しのため、熊本県議会行政文書管理規程を令和3年3月30日に改正。

今回の改正は行政文書の管理方法の変更ではなく、形式的な変更であることから、今回の委員会に事後報告するものである。

2 改正の概要

職員等に押印を求める行政手続を見直し、これらの者の負担を軽減するため、次のとおり改正を行った。

(1) 令和3年3月30日改正、同日施行

熊本県議会行政文書管理規程に定める郵便物の受領に関し、柔軟な手続とするため、押印以外の手段による確認を可能とする。(第18条)

3 改正点

別添「熊本県議会行政文書管理規程新旧対照表」のとおり

資料 4 - 2